

音威子府小中学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日施行

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも起こりうる。いじめは、いじめを受けた子の教育を受ける権利を奪い、将来にわたって傷跡を残すものである。」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることの出来る、いじめのない、いじめを決して許さない学校を作るために「音威子府小中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童生徒同士、児童生徒と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築きます。
- いじめの未然防止や早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題を解決していきます。
- いじめの未然防止や問題の解決に向けて、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を指す。

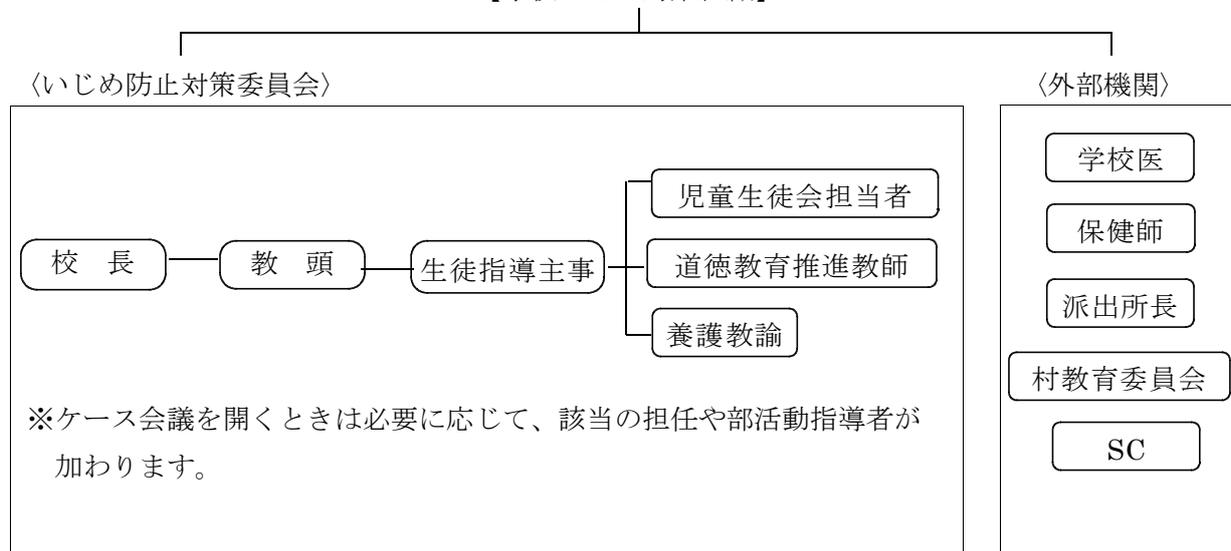
また、「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 対策組織について

(1) いじめ防止対策を行う組織として、「学校いじめ対策組織」を位置付ける。校内の「いじめ防止対策委員会」及び外部機関の専門家で構成し、ケースに応じて組織的に対応する。

【学校いじめ対策組織】



- (2) 役割として、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決等、いじめ問題の防止や対応に向けた取組を進めていく。また、組織が相談・通報の窓口であることを児童生徒や保護者に周知する。
- (3) 「いじめ」に関する情報や早期解決に向けての取組等については、児童生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の全教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度の取組について、児童生徒や保護者アンケート、教職員の評価を行い、その結果を分析・公表し、次年度への改善に生かす。

3 「いじめ」を未然に防止するために

(1) 児童生徒に対して

- ・児童生徒が一人一人認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、マナーやルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業、楽しい授業を行い、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- ・思いやりの心や児童生徒一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道德の時間やさまざまな指導場面を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・「いじめ」の場面に対して、見て見ぬふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることで、「いじめ」を見たら教師や友だちになどに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・「いじめ」と感じたことを教師や友だちに知らせることは、決して悪いことではないことも指導する。

(2) 教員に対して

- ・児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ・児童生徒が自己実現を図ることができるよう、子どもが生き生きと主体的に進める授業の実践に日々努める。
- ・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育を推進するとともに、さまざまな指導場面においてもその充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という教員の強い姿勢をさまざまな活動場面を通して児童生徒に示す。
- ・児童生徒一人一人の実態や様子に常に気を配り、細かな変化にも気付く敏感な感覚をもつように努める。「けんか」や「ふざけあい」が見られた場合も、背景にある事情を把握し、被害性に着目する。また、特別支援在籍児童をはじめ全ての児童生徒に対し、特性を踏まえた指導・支援を行う。
- ・児童生徒や保護者からのいじめや心配ごとなどに関する相談に対して、親身になって聞く姿勢をもち続ける。
- ・未然の防止に向けた教育相談の在り方、「いじめ」の構造や問題への対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。

- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告、学年や同僚への協力を求め、組織で解決していこうとする意識をもつ。
 - ・不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- (3) 学校全体として
- ・全教育活動を通して「いじめは絶対許されない」という土壌をつくる。
 - ・教育相談を通して児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒の変化を見逃さない体制をつくる。
 - ・いじめに関するアンケート調査などを定期的実施（年2回以上）し、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
 - ・「いじめ問題」に関する校内研修を計画的に行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。
 - ・全校朝会等の講話を活用し、「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気付いた時にはすぐ知らせることの大切さを児童生徒に知らせる。
 - ・定期的にネットパトロールを実施し、インターネット上の書き込みにも目を向ける。
 - ・「いじめ」防止に向けたの児童生徒会の取組を推進する。
 - ・校内での「いじめ防止対策委員会」を中心に、「いじめ」の未然防止に向けての学級づくりや各学級での取組の交流等、研修の機会を設け、組織的に推進し未然防止に努める。
- (4) 保護者・地域に対して
- ・児童生徒の発する変化のサインに気付いたら、すぐ学校に相談することの大切さを伝える。
 - ・「いじめ問題」の解決には、学校や家庭・地域、関係機関等との連携の重要性についての情報を常に発信し、理解と協力を求めていく。

4 「いじめ」の早期発見、早期対応・解消について

- (1) 早期発見に向けて～「変化に気付く」
- ・児童生徒一人一人の様子を、担任をはじめ学校全体で見守り、気付いたことを共有する場を設定する。
 - ・変化が見られる、感じられる児童生徒には教師が積極的に声をかけ、安心感をもたせる。
 - ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活等での悩み事の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、信頼関係を深める。
- (2) 相談ができる～「誰にでも」
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童生徒に伝えていく。
 - ・いじめられているという児童生徒や保護者の訴えには、親身になって話を聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
 - ・いじめられている児童生徒が新たな自信や存在感が感じられるような励ましを行うとともに、そのための学級づくりを行う。
 - ・「いじめ」に関する相談を受けた教員は、すぐに生徒指導担当および管理職に報告する。生徒指導担当は早期に「いじめ防止対策委員会」を開催し、情報の共有と早期解決に向けての組織的な取組を進めていく。

(3) 早期の解消を～「傷口は小さいうちに」

- ・教員が気付いたり、児童生徒や保護者から相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、当事者の関係ばかりではなく、構造的に問題を捉えていく。
- ・事実関係を把握する際は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、組織的な体制で行っていく。
- ・いじめている児童生徒に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・いじめていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせるような指導を行うとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校での指導や家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝える。
- ・いじめの解消については、いじめに係る行為が少なくとも3か月継続して止んでいることと、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを判断の基準とし取り組む。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の音威子府村教育委員会への報告を行う。
- (2) 音威子府村全体で「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等において、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。
- (3) 「重大事態」発生時の対応等については、法に則して音威子府村教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。

-

いじめ発生時の対応

【いじめの把握】

- いじめアンケート調査による把握
- 周囲の児童(生徒)からの情報
- いじめを受けた本人(又は保護者)からの訴え
- 教職員の観察による発見

【初期対応】

- 発見者(把握者)
- ↓ <情報提供>
- 関係学年代表、学級担任等
- ↓ <事実確認、指導>
- 関係児童(生徒)への事実確認及び指導
- ↓ <情報提供>
- いじめ防止対策推進委員会

【いじめの報告】

- 発見者(把握者)
- ↓ <報告>
- 生徒指導担当
- ↓ <報告>
- 教頭
- ↓ <報告>
- 校長

【学校いじめ対策組織】

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 対応チームの編成
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

【いじめの解消】

- いじめを受けた児童(生徒)への対応
- 周囲の児童(生徒)への対応
- 教育委員会への報告(指導助言やいじめ早期対応チームの要請)
- 関係機関への相談(児童相談所・スクールカウンセラー・各種相談室等)
- いじめを行った児童(生徒)への対応
- 保護者への対応

	いじめを受けた児童(生徒)	いじめを行った児童(生徒)	周りにいる児童(生徒)
校 内	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底して守り通す。 ・関係機関等と連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。 ・心のケアに努め、自尊感情を高める。 ・安全確保のための巡視体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の人権を侵す行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。 ・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も許されないことに気付かせる。 ・みんなの力でいじめをなくし、よりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。
校 外	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実経過の説明をして、家庭における指導を要請する。 ・いじめられている児童(生徒)及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級懇談会等で事実経過について説明する。

【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 ・事実の整理、指導方針の再確認 ・外部専門家チームによる助言 ○ 学校体制の改善・充実 ・生徒指導体制の点検・改善 ・教育相談体制の強化(スクールカウンセラーの派遣要請等) ・校内研修の充実(児童(生徒)理解研修、事例研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び方法の改善・充実 ・学年・学級経営の見直し(心の居場所づくり、人間関係づくり、信頼感の醸成) ・豊かな心を育てる指導の充実(学級活動、道徳、集団活動、体験活動等) ・授業改善(魅力があり分かる授業認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 ・積極的な情報提供(教育方針、教育活動の公開) ・開かれた学校評価の推進(学校関係者評価、結果の公表等) ・保護者懇談会等の実施 ・PTA活動の活性化 ・PTA活動や地域行事への積極的な参加
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

いじめの重大事態発生時の対応

いじめの重大事態が発生した場合、本校では、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って次の通り対応します。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、学校いじめ対策組織において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況および調査結果は、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、適時、適切な方法で提供します。

～重大事態対応フロー図～

